

1

①

(による の)

{

の () の

 $\cdot \quad 1 \quad , \quad \cup 1 \quad , \quad \bar{\lambda} 1$

1、し1 (・ とは とじ)

[illegible]

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (P75) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

[illegible]

- ・ えのそれぞれに したうえで してください。

なお、 の に がないや、 の をしたときは、 の や の

となりますので、 ・ のないよう してください。

□ **64** (□) □ □ □ □ □ □

□ **66** (□) □ □ □ □

73 ()

75 ()

76 ()

83 ()

() ()

の は により 4 に しなければなりません。
 する は、 ず の (・ け け の えを するた
 めに する の を)を し、 り に が れる と を
 してください。

	() P21		
	3 () P25		
	P40 () () () (の) (の) () ()	に める (や に した は) の の に した の が200 の のみ 1	
	(P65())	のみ 。 は 。	
	P47	2 P113 Q63	
	() P26 3 () P37 () P32	これまでの に があった のみ の は に が じた に (に P68)	

1 は、その の をもって の に えることができま
 す。

2 は により してください。

【 (()で) ()

40 (1) ()

されたもの)により してください。 の で を する に

は、 やパスポート の の の が です。 や

が する は、 や と や の の の

が です。 し、 の ホームページをご ください。

http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/syoumei.html

3 において 々 の を した は、 に の
 を してください。また、 の に が した について
 も、 に の を します。

18

()

変 更 届 出 書
(事業年度終了届)

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入

令和 2年 4月 1日

許可年月日 令和 元年 5月 30日

許可番号 千葉県知事許可(般・特一 1)第 99999号

法人番号を記載する(個人事業主は不要)

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

届出者 千葉市中央区市場町1番1号
なのはな建設株式会社
代表取締役 千葉 一郎

千 葉 県 知 事 様

事業年度(第40期 平成31年 1月 1日から令和 元年12月31日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

提出対象は大会社のみ

(1) 工事経歴書	(2) 工事施工金額	(3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表	(5) 事業報告書	(6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書	(8) 所得税納付済額証明書	(9) 使用人数
(10) 令第3条に規定する使用人の一覧表		
(11) 定款	(12) 健康保険等の加入状況	(13) 事業税納付済額証明書

株式会社のみ添付
(特例有限会社は不要)

記載要領

1. (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

() について

□ は、 435 の により、すべての に が けられ
ているものです。 では の を めておりませんので、 に って
し、 で したものを してください。

□ なお、 や はその の (か かなど)によって
なりますので、 しくは 118 から128 を してください。

□ の の 、 や をまとめた を している
には、 に えてそれらの を しても いません。

() ()

の について

P67 68

に を の 、 までに を け てください。なお、 による

に があった には、 に らず、 ちに が です。

P13 P15

」に じてください

による の の の

P16

ウンロードしてください。

()

がされていないかご ください。また、 されている は に を してください。

(・ け け の えを するために する の を)を し、 り に、 が れる と を してください。

()

・ えのそれぞれに が)。

() ()は、 に る が できるものが です。

に じ に え も してください。

18

No		(に するもの)	(に さないもの)		
1		の ()	()()		
2	の	(、 は たる がある のみ じ	()()	() の の (P62)	
3	の	(、 の)	No.11 No.13	の (P62)	
4	の	(の) (の)	No.13		
5	の	(、 の)	No.13		
6	の	(、 の)	No.13		
7	(は)	の ()	(()) ()		
8 (1)	(の)	の (の) () ()	() (()) () の い の の P44	(に さない のもの) の のみ	
		の ()	()()		
		() の () ()	() (のもの。 が として る 、 のものも) ()		
		の (.)	(の) (は の)		
8 (2)	(の)	の (の) () ()	() (()) () これまでの に が じた に		
		の ()			
		の (.)	の ()		

[illegible]

の

ア

の

()

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

するものに○をす

変更届出書
(第一面)

の と の
が なる は の
を する

別紙A4
3 0 0 6

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) { 建設業法第7条第2号 に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号 に規定する特定営業所技術者 }

な を で する

13 の を する
(は)

令和〇〇年〇月〇日

千葉市中央区1番1号
なのはな建設株式会社
代表取締役 千葉 一郎

ように

がわかる
する

地方整備局長
北海道建設部長
千葉市 知事 殿
大臣 知事
大臣 コード
国土交通大臣
千葉市 知事 殿
許可 (特 07) 第 098765号
令和〇7年〇4月〇1日
法人番号 361234567898765

の を
する(の
、 した
としないこと)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号の変更	(有)葉の花建設	なのはな建設(株)	令和〇年〇月〇日	
資本金額の変更	3,000千円	20,000千円	令和〇年〇月〇日	
代表者の変更	千葉 花子	千葉 一郎	令和〇年〇月〇日	
経営業務の管理責任者の変更	佐倉 正	市原 工事	令和〇年〇月〇日	
営業所技術者等の交代	安 房雄	清安 栄	令和〇年〇月〇日	
営業所の業種廃止 (船舶営業所)	土木、建築	建築	令和〇年〇月〇日	
営業所の廃止	館山営業所	—	令和〇年〇月〇日	
役員の就任	—	一言 大助	令和〇年〇月〇日	
役員の退任	船橋 進	—	令和〇年〇月〇日	
役員の就退任	東 金太郎	松戸 町子	令和〇年〇月〇日	

は、 が
に の のみ1
でまとめても。

の や 、 たる の の など、 の が あった には に

する事項は、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称
のフリガナ 37 ナノハナケンセツ
に
商号又は名称 38 なのはな建設(株)
に
代表者又は個人
の氏名のフリガナ 39 チバ イチロウ
代表者又は個人
の氏名 40 千葉 一郎
主たる営業所の
所在地市区町村
コード 41 市区町村名
主たる営業所の
所在地 42
号 43 電話番号
資本金額
又は出資総額 44 (千円)
37 44 のあったのみ

補正がある の として するため、 の に できる について ず する

連絡先 所属等 総務課 氏名 香取 市子 電話番号 043-223-3108

ファックス番号 043-223-3110

イ の ()

の などの の があつた (に) する。

8 1 2 は たる の の の の の

コード

3 5 10 11 13 15
8 2 1 2 (0127) 0 5 4 2 1 8 01 27 0 4 2 5

【 しようとす 、 たる の の 、 、 に する 】
(たる)

と タ ほしゅ ガ
しよ
とす 83 (.)
35 10 15 20 25 30

がある について する。

(従たる営業所)

フリガナ	フナバシエイギョウシヨ
従たる営業所の名称	8 4 船 橋 営 業 所
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5 3 5 都道府県名 市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6 3 5 10 15 20
郵便番号	8 7 3 5 6 10 15 20
営業しようとする建設業	8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) 2. 特定
変更前	1 3 5 10 15 20 25 30

変更事項のある部分について記載する。

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の名称	8 4 3 5 10 15 20
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5 3 5 都道府県名 市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6 3 5 10 15 20
郵便番号	8 7 3 5 6 10 15 20
営業しようとする建設業	8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) 2. 特定
変更前	1 3 5 10 15 20 25 30

(たる)

たる の

8 4	3 5 10 15 20
	23 25 30 35 40

たる の
コード
たる の

85	35 ()	10 15 20
86	23 25 30 35 40	

しよ
とす

8 7	35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95
8 8	と タ ほしゅ ガ (.)
	5 10 15 20 25 30

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □) □

□ (P34 □ □) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
 してください。

□ 6 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (□ □ □ □ □ □ □ □ □ □) □ (P72 □ □) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

			61の
の えて たな を にする	1	A □ □ (□) □ B □ □ (□)	A □ □ □ 4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ B □ □ □ 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	2	A □ □ (□)(□) □ B □ □ (□) □ C □ □ (□)	A □ □ □ 4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ B □ □ □ 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ C □ □ □ 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
の に があつた	3	A □ □ (□) □ A □ □ (□) (2) (1)	A □ □ □ 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □
の に があつた	4	A □ □ (□) □ B □ □ (□) □ A □ □ (□)(□)	A □ □ □ 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ B □ □ □ 4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
の .	5	A □ □ □ A ´ □ □ □	A □ □ □ 4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ A ´ □ □ □ 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
の	6	を する A □ □ (□) □ B □ □ (□) □ A □ □ (□)	B □ □ (の)で A □ □ せて (の)の が

« の »

□ ()は、 61 の ごとに で してくださ
い。

□ の に う (61が「4」)をする は、 は
の (61が「2」) は の (61が「3」)の を に
してください。(1、2、4)

□ すでに になっている の を する 、これまでの に
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 65 □ (□ □ □ □ □) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (□ 4 □ A □ □ □ □ □ □ □
「 」と「 」の コードを する)

□ の もしくは に い、 を する は 7
2 もしくは 15 2 に げる を たさなくなった には、 (の)を してください。(6)

し、 する が していた の を し、 の を の に
させて を する は、 する については (の)、
する については ()により てください。

の の の に、 しない について き き となる
び の に い を し き き となる について
は、 「 ()」の (「2」 は「5」)で ける
ことになります。

()

の により を しなくなった には、30 に を しなければなりません(12)。

の に たっては、 の の に された が の であることが できるよう、 の の に の について していただくとともに、 の や や、 した の の を してください。

P130

(P74)

の	の		
	を けた が したとき (17 の3 1 に する が の の をしなかったときに る)	その	
	が により したとき (までに、 し、 は により される について 17 の2 2 の がされなかったときに る)	その であった	()
	が の により したとき	として	
	が は の の に より したとき	その	()
	を けた をすべて したとき (から にする も む) (17 の2 1 は 3 の を けた ときを く)	 	()
	を けた のうち、 を したとき	 	

の に い、 の を う 、 せて、 に
る な (() は (22 の3))を
してください。

に な を たす がいなくなったことが で、
じ について の をするときも、 が です。
し、 の に たって な を たさないことが で
の をするとき は です。

(の)

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

(用紙A4)
00009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県知事 殿

千葉県中央区市場町1番1号
届出者 なのはな建設株式会社 代表取締役 千葉 一郎

届出の区分 ☐ 項番 ³
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

大臣コード
許可番号 ☐ 5 5 1 2 国土交通大臣 許可 (般 - ☐) 第 ⁵ ¹⁰
0 9 8 7 6 5 号 令和 ¹¹ ¹³ ¹⁵
〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

記

廃止した建設業 ☐ 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 ☐ 5 7 1 1 5 10 15 20 25 30 (1. 一般
2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 ☐ 5 8 ³

決裁年月日 ☐ 5 9 平成 ³ 年 ⁶ 月 ⁷ 日

枠の中は記入しないこと

【備考】

廃業等の年月日 令和 〇〇年〇〇月〇〇日

廃業等の理由

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

廃業した年月日を必ず記入する

※廃業の原因、届出義務者等については P73 参照

理由(1)は個人事業主が死亡した場合に限る。
(1) から (4) の理由に該当しない場合は、
(5) を選択すること (例: 自主廃業の場合)。

()

()

1 につき、400 の を してください。
を えて て してください。

申請枚数 枚

千建不許証第 号

証明書1通につき400円
の千葉県収入証紙貼付

建設業許可証明願

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 (知 事 名) 様

主たる営業所所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

商号又は名称 (株)なのはな建設

代表者氏名 代表取締役 千葉 一郎

下記のとおり、建設業法第3条による許可がされていることを、証明願います。
記

主たる営業所所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

商号又は名称 (株)なのはな建設

代表者氏名 代表取締役 千葉 一郎

なものを す	許可年月日及び許可番号	許可を受けた建設業の種類	の を けて いる は こ とに けて、 が ある は で 、と
	7 年 4 月 2 日 国土交通大臣許可〔特〕 千葉県知事許可〔般 02〕 第 65321 号	土木工事業 及び、土工工事業	
	年 月 日 国土交通大臣許可〔特〕 千葉県知事許可〔般〕 第 号		
	年 月 日 国土交通大臣許可〔特〕 千葉県知事許可〔般〕 第 号		
	年 月 日 国土交通大臣許可〔特〕 千葉県知事許可〔般〕 第 号		

ア による

の
 の　　び　　の
 を　　しない　　は　　の　　めをするときは、その
 の　　は　　の　　は　　に　　する　　の　　めをするときは、その
 の　　び
 の　　から　　は　　の　　しくは　　の　　しくは　　の　　の
 があった　　における　　の　　、　　の　　の　　は　　の　　びそれらの
 の　　に　　する　　め
 その　　による　　の　　は　　の　　びその　　の　　に　　する　　め
 の　　は　　に　　づく　　の　　び　　の　　の　　に　　する
 め
 の　　により　　が　　を　　けた　　における　　の　　に　　する　　め
 が　　に　　する　　を　　し、　　は　　その　　の　　を　　するときは、その
 び　　に　　する　　め
 が　　の　　は　　の　　を　　するための　　の　　び　　びに　　しの
 における　　の　　の　　び
 の　　が　　は　　に　　して　　の　　に　　しない　　におけるその　　を
 すべき　　は　　の　　に　　して　　すべき　　の　　その　　の　　に　　する
 めをするときは、その
 の　　の　　その　　の　　の　　における　　、　　その　　の
 に　　する　　の
 その　　で　　める
 なお、　　の　　があれば、　　の　　に　　えて、　　メール　　の　　な　　により
 することができます

- 77 -

() な などの の の を に して、 が す
 が、 の にその の を の を すること して
る、 などやその を して、 の を すること して
います。

(19 の4)

となっています。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ **b** □ □ □ □ □ □ **5** □ □ **c** □ □ □ □ □ □ **10** □ □

できます。

() の の をするときに、 から の があれば、 は、500
の な を き、 は を てたり、
()のような による いの を けたりする があります。
(21)

オ (げ)の
は、その け った を して、 に け わせてはなりません。
が け に して げをすることも です。 (22 1)
は、 22 3 の により、 が からのあらかじめ による
を た は に されています。しかし、 の 、いかなる があ
っても はできません。(の び の の に する 12)
なお、 20 11 28 に け う の の に する について
も、 に となりました。

の

アの

()

が から け う となって5,000 (の
は8,000) を に すときは、 、 けなど に るすべての
(を む)、それぞれの の 、 などを した を
し、 に え けなければなりません。また、 に して をしなけ
ればならない を し、かつ、 の やすい に、 である の
と の を しなければなりません。(24 の8 1 、 2)
その は、 からの があれば ごとに えた を
させなければならぬほか、 ではその しを に しなければならま
せん。(24 の8 3)

()

を した は、 や からの の をも
とに、 の の を した を し、 の やすい
(の はこれに えて の やすい)に しなければなりません。
(24 の8 4)

()

の
では、 は、 にかかわらず、 を しなければな
る ()
この 、 であっても、 を します。

イ の い

については、 と の により わされた に づいて
に われなければなりません。

が から の に する は におけ
る を けたときは、 に して、 が を けた の
に する び が した に する を、 を
()

(24 の3)

()
()
()

つ、できる り い において を め を わなければならま
せん。そのため、 の の については、 から

()
()

(24 の6)

()

が や の び の に する に すると、
の の となります。

には、 、 の の があります。
しくは、 ホームページに している「 の に する の
」を してください。

ます。 とは、 や な を するために、 がどのようなことをしな
ければならないか、 が するものです。(28 1)

が に わない 、 による の となります。
の や 、 などのその の に した などには、
なしで、 がかけられることがあります。 の は1 で
が して します。(28 3)

の

の に したり、また、 の が からない においては となります。
なお、 の や 、 などのその の に し、 が に
いと されると、 なしで、 となります。(29 、 29
の2)

の

や を う の は で められており、 の は、
の

の

を った 、 で え けてある「 」でその を
できます(では ・ にあります)。また、 や の について
は でその しています。
また、 の の については、 のホームページ「ネガティブ
サイト」から できます。

や を けた に しては、 を うことがあります。

の ()は、 としてその を した
は です。

□

□ 84 (□) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

□ 87 (□) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

□ 94 (□) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

ア. に する

イ. に する

ウ. の きに する

エ. ・ されてないことの ・ に する

オ. (の) び に する

カ. の に する

キ.その

□ 115 (□) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

□ 121 (□) □ □ □ □ □ □ □

□ 122 (□) □ □ □ □ □ □ □

□ 123 (□) □ □ □ □ □ □ □

□ 130 (□) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

□ 131 (□) □ □ □ □ □ □ □ □

() の に する

(1) (3) い わせてください。

() と の

	の	の		
			な 、 、 のもとに を する (、 は する を む。 じ)	
			な 、 、 のもとに を する	
			の は けにより を し、 は に を ける	、 、
			に 、モルタル、 くい、 プラスター、 をこて り、 け、 ははり ける	、モルタル 、モルタル 、 け 、とぎ し 、 い し
と	とび・ ・ コンクリート	とび・	イ の て、 ・ の の 、 の て を う ロ くい ち、くい き び ぐいを う ハ の 、 げ、 め を う ニ コンクリートにより を する ホ その ないしは	イ とび 、ひき 、 、 のクレーン による て 、コンクリート ブロック け 、 ロ くい 、くい ち 、 くい き 、 ぐい ハ 、 、 り 、 、 ニ コンクリート 、コンク リート 、コンク リート 、プレスト ストコンクリート ホ すべり 、ボーリンググラウト 、 め 、 り 、 け 、 、 、 、はつり 、 、アンカー 、あと アンカー 、
			(に のコンクリート ブロック び を む。) の は により を し、 は に を け る	み(り) 、コンクリートブ ロック み(り)
			、スレート、 により をふく	ふき

			、 を　する	、 （　　　　を　む。） 、ネオン
			、 、　　　のための　を し、は　の　を して、　、ガス、 を　するための　を　す る	、 、 、ガス　、ダクト　、
タ	タイル・れ んが・ブロ ック	タイル・れ んが・ブロ ック	れんが、コンクリートブロック により　を　し、は にれんが、コンクリート ブロック、タイル　を　け、 ははり　ける	コンクリートブロック　み(り) 、レンガ　み(り) 、タイル　り　、ス レート　り　、サイディング
			、　の　の　は てにより　を　する	、ガス　の　タンク　、 、　、　の
			の　を　し、 し、は　てる	て　、
			の　をアスファル ト、コンクリート、　、　、 により　する	アスファルト　、コンク リート　、ブロック 、
しゅ	しゅんせつ	しゅんせつ	、　の　をしゅんせつ する	しゅんせつ
			を　して　に け、は　に の　を　ける	け　、
ガ	ガラス	ガラス	にガラスを　して ける	ガラス　け　、ガラスフィル ム
			、　を　に け、　け、ははり　ける	、　、ライニング 、　り　、 、
			アスファルト、モルタル、シー リング　によって　を　う	アスファルト　、モルタル 、シーリング　、 、シート　、
			、　ボード、　、 、たたみ、ビニール　タイル、 カーペット、ふすま　を　いて の　げを　う	インテリア　、　、 り　、　り　、 、たたみ　、ふすま　、 、

			の て により を し、 は に を ける	プラント 、 、 、 、ダム 、 、サイロ 、
			は の を す る	は 、 、 の の 、ウレタン け
			、 データ の を する	、データ 、 、 、 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
			、 の 、 のすえ け により 、 、 の を し、 、 の を し、 は を する	、 ごしらせ 、 、 、 、 、
	さく	さく	さく を いてさく 、 さく を う はこれらの に う を う	さく 、 、 、さく 、 、ガス 、
			に は の を ける	け 、サッシ け 、カーテンウ オール け 、シャッター け 、 ドアー け 、 け 、ふ すま
			、 のための 、 の を する は しくは の を する	、 、
			、 しくは に な を し、 は に ける	、スプリン クラー 、 、 ガス、 は による 、 、ポンプ 、 、 、はしご、 、 は の
			し はごみ を する	ごみ 、し
			の を う	

()

における した の の え については、 のとおりです。

(ガイドライン 7 2 1 161)

()

「プレストレストコンクリート 」のう の を に するプレ
ストレストコンクリート は『 』に する。

に する の における『 』、『 』 び『
』 の の え は、 の の び の
が『 』であり、 その の の び の
を する が『 』であり、 の 、 の び
の を 、 する が『 』である。
なお、 、かんがい の は『 』ではなく『
』に する。

()

ビルの に された を する は『 』ではなく、 の
の の として『 』 は『 』に する。

()

モルタルを いた は 、 どちらの の でも
である。
ラスリ び については、 を う の として
に まれているものである。
『 』における「 け 」とは、 に するモルタル を ける を
いい、『とび・ ・コンクリート 』における「 け 」とは、「モルタル け
」 び「 け 」を したものであり、 のためにモルタル は
を ける をいう。

()

『とび・ ・コンクリート 』における「コンクリートブロック け 」 びに
『 』 び『タイル・れんが・ブロック 』における「コンクリートブロック み(り)
」 の の え は のとおりである。
・ めブロック、 ブロックの け において の きいコンクリートブ
ロックの けを う 、プレキャストコンクリートの 、 の の が
『とび・ ・コンクリート 』における「コンクリートブロック け 」である。
・ の として をはり ける や 、 は としてコンクリート
ブロックを み、 ははり ける が『 』における「コンクリートブロック
み(り) 」である。
・ コンクリートブロックにより を する が『タイル・れんが・ブロック 』
における「コンクリートブロック み(り) 」であり、エクステリア としてこ
れを う を む。

『とび・コンクリート』における「 」と『 』における「 」との え は、 の 、 から てまでを して け う のが『 』における「 」であり、 に された を で てる ことのみを け うのが『とび・コンクリート』における「 」である。

「プレストレストコンクリート」のうちの を に するプレストレストコンクリート は『 』に する。

「 」とは、 、ウエルポイント の の を う を したものである。

『とび・コンクリート』における「 け 」とは、「モルタル け 」び「 け 」を したものであり、 のためにモルタル は を ける をいい、 に するモルタル の けは『 』における「 け 」に する。

「 」とは、 の により の を する である。

「 」には、 やガードレールの が まれる。

『とび・コンクリート』における「 」と『 』における「 」との え は、 で の 、 から ま でを して け うのが『 』における「 」であり、それ の が『とび・コンクリート』における「 」である。

トンネル の の は『 』ではなく『とび・コンクリート』に し、いわゆる の は『 』に する。

() □ □ □

『とび・コンクリート』における「コンクリートブロック け 」び『 タイル・れんが・ブロック 』における「コンクリートブロック み(り) 」の え は のとおりである。

- ・ めブロック、 ブロックの け において の きいコンクリートブロックの けを う 、プレキャストコンクリートの 、 の の が『とび・コンクリート』における「コンクリートブロック け 」である。
- ・ の として をはり ける や 、 は としてコンクリートブロックを み、 ははり ける が『 』における「コンクリートブロック み(り) 」である。
- ・コンクリートブロックにより を する が『タイル・れんが・ブロック 』における「コンクリートブロック み(り) 」であり、エクステリア としてこれ を う を む。

() □ □ □ □

「 」、「スレート」び「 」については、 をふく の を したものに すぎず、また、これら の による ふき も いことから、これらを して「 ふき 」とする。したがって も『 』ではなく『 』に する。

は、 を した により をふく であり「 ふき 」の である。

の パネル は『 』に する。 の
は『 』に し、 パネルを に する は、 の を
う が まれる。

() □ □ □ □

の パネル は『 』に する。 の
は『 』に し、 パネルを に する は、 の を
う が まれる。

『 』には くすべての の に する が まれるため、
の によっては『 』、『 』、『 』、『 』
と するものもあるが、これらについては として『 』 それぞれの の
に するものとし、これらいずれにも しない あるいは な の
が『 』に する。

() □ □ □

「 」、 「 」、 「 』には、 の
などフロン の を する が まれる。
し に する の における『 』、 『 』 び『
』の の え は、 の を わず、 (を む。)によりし
を する の が『 』に し、 が するもので によ
り された を する の が『 』に し、 が
するもので により されたし を する の が『 』に
する。

『 』には くすべての の に する が まれるため、
の によっては『 』、 『 』、 『 』、 『 』
と するものもあるが、これらについては として『 』 それぞれの の
に するものとし、これらいずれにも しない あるいは な
の が『 』に する。

の に される の の は『 』に し、トンネル、
の に される に する は『 』に する。
に する の における『 』、 『 』 び『
』の の え は、 の の び の
が『 』であり、 その の の の び の
を する が『 』であり、 の 、 の び
の を 、 する が『 』である。
なお、 、かんがい の は、『 』ではなく『
』に する。

を で する については、『 』ではなく、それぞれの
ごとに、 えは であれば『 』、 であれば『
』に すべきものである。

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

「スレート リ 」とは、スレートを にはる を としており、スレートに
より をふく は「 ふき 」として『 』に する。

「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブをしたほうコンクリートパネルもまれる。

『とび・コンクリート』における「コンクリートブロック」及び『』及び『タイル・れんが・ブロック』における「コンクリートブロックみ(り)」のえはのとおりである。

- ・めブロック、ブロックのけにおいてのきいコンクリートブロックのけをう、プレキャストコンクリートの、ののが『とび・コンクリート』における「コンクリートブロック」である。
- ・のとしてをはりけるや、はとしてコンクリートブロックをみ、ははりけるが『』における「コンクリートブロックみ(り)」である。
- ・コンクリートブロックによりをするが『タイル・れんが・ブロック』における「コンクリートブロックみ(り)」であり、エクステリアとしてこれをうをむ。

(10)

『とび・コンクリート』における「」と『』における「」とのえは、の、からてまでをしてけうのが『』における「」であり、にされたをでてることのみをけうのが『とび・コンクリート』における「」である。

ビルのにされたをするは『』ではなく、のののとして『』は『』にする。
『とび・コンクリート』における「」と『』における「」とのえは、での、からまでをしてけうのが『』における「」であり、そのが『とび・コンクリート』における「」である。

(11)

『』は「て」と「」からなっており、「て」はのとて、「」はされたをするである。
にはガス、、がある。

(12)

とせてされることがいガードレールについては、のとては『』ではなく『とび・コンクリート』にする。
けについては、をコンクリートでしたにはりけるものは『』にする。

(13)

「」とは、のとしてをはりけるをいい、にはのへのカラーけやのへのステンレスけである。

『 』には くすべての の に する が まれるため、
 の によっては『 』、『 』、『 』、『 』
 と するものもあるが、これらについては として『 』 それぞれの の
 に するものとし、これらいずれにも しない あるいは な
 の が『 』に する。

(19)

「 』には、 を する が まれる。
 「 』とは、 、 、 その の を する であり、
 「 』とは、 の 、 を する である。
 「 』には、 、 その の 、 その の 、
 の が まれる。
 「 』とは、 の 、 を する である。
 「 』とは、 、 の を する であり、
 や の を って う である。

(20)

に する の における『 』、『 』 び『
 』の の え は、 の の び の
 が『 』であり、 その の の び の
 を する が『 』であり、 の 、 の び
 の を 、 する が『 』である。
 なお、 、かんがい の は『 』ではなく『
 』に する。

し に する の における『 』、『 』 び『
 』の の え は、 の を わず、 (を む。)によりし
 を する の が『 』に し、 が するもので によ
 り された を する の が『 』に し、 が
 するもので により されたし を する の が『 』に
 する。

(21)

「 はしご」とは、 にのみ する のはしごであり、ビルの
 に された はこれに しない。したがって、このような された
 を する は『 』ではなく、 の の の として『
 』は『 』に する。
 『 』には くすべての の に する が まれるため、
 の によっては『 』、『 』、『 』、『 』
 と するものもあるが、これらについては として『 』 それぞれの の
 に するものとし、これらいずれにも しない あるいは な の
 が『 』に する。

(22)

を で する については、『 』ではなく、それぞれの
ごとに、 えば であれば『 』、 であれば『
』に すべきものである。
し に する の における『 』、『 』 び『
』の の え は、 の を わず、 (を む。)によりし
を する の が『 』に し、 が するもので によ
り された を する の が『 』に し、 が
するもので により されたし を する の が『 』に
する。

(23)

それぞれの において される について、そのみを する は
に する。 な 、 、 のもとに や を する は、
それぞれ『 』や『 』に する。

0 0 . 0

0 0 . 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (0 0 0 0 0 0 0 0 0 0) 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

の (の と を する は、その が5,000 、
は8,000)となる を して する は、 の
が です。
の が の については、 と する にかかわ
らず、 の を っていれば できます。
また、 が やそれ の である には、 に する にかかわ
らず の をもって することが です。

イ. に する

□ □ . □

[illegible]

の や さなどにより、 では できないような を します。
 えば、 は によって に する と、とび・
 に する に かけます。
 に や 、 や め めのみの はとび・ に します。しかし、これ
 らに え、 や 、 や などの を めて け い、 にこれらの
 を した は に することになります。

【 〃 に する の 】 (〃 によって 〃 に する があります)

〃 、 〃 、 〃 、 〃 、 〃 、 トンネル 、 ダム 、

〃 、 〃 、 〃 、 〃 、 〃 (〃)

の の

□ □ . □

[illegible]

や さなどにより、 では できないような を します。
 えば、 に「リフォーム 」といわれる の くは (など)に
 されます。
 を する など、 なリフォーム では、 に される
 もあります。

【 に する の 】
、 を する の 、 (ビル・ショッピングモ
ル)の

15. () 60 に わないのですが。

15. 60 までに できない は、 (・) の と の を
々にして していただきます。

16.

16. 45
ただし、 に する の で、 の や の により
45 の がかかることがあります。
なお、 についても によりますので、 の の に が わ
るとは りませんが、 の は、 、 の (の) が き き
となる です。

17.

17.
や に があっても、 はあらためて しません。 があるこ
 P75
を してください。

18. について、 から (は から)
は でしょうか。

18. です。
()
を う ・ を う
 () → ()
 () → ()
し、 について から に する におい
 (P9)

エ. ・ されていないことの () に する

19.

19.
なお、 については、 24 7 9 から、 の も ることができるよう
になりましたので、 の と じく、 していただくこととなります。

20.

20.

()

の に する

32.

32.P115 120
61 63

33. は ということです。

33.

(2 、 2 など)。

P115 120 5 8
に えて が です。

34. の として められますか。

34.

コード88の「 ・ 」のうちの「 」に します。

の に する

35. ように すればよいですか。

35.

Q26 P60
え、 の 、 の を できる を してください。
なお、 に がある のみをもって を することはできません。
すでに した の だった に してもら

○
できる が です。なお、 に の が されている
は、 の を する については できることとします。

36. 10

36.

また、 した10 の ではなく、 の が であっても、 10
あれば を たしたものとして。

(5 10 14 10)

なお、 で が な は、 に された
の しか められません。

37. P121
は3 で りますか。

37. める、(びのでそれらののもの)、(・)に られます。
は、これらに たらないため、10 の が です。

38. 11 () 1
の が められますか。

38.P36

39. の になるときは を してもいいですか。

[illegible]

[illegible]

について

46. 73

46. の を する については、
 の となり が です。
 に する で、 している は の に「1」を、
 が される は「2」を、 の に る は「3」を してくだ
 さい。

には、(けんぽ)に している は、
び を してください。
に している 、 を してください。
また、 に る に している は、 に
の「2」を してください。

の　　び　　の　　(　　)

□ □ □ □ □ □ □ □ (□ □ □ □ □) □ □ □ □ □ □

の				
□				00 チバ □ □ □ □ □

に の

の									
□					○ ○ □ □ □ □ □ □				

①

①				
□				

（ ）

の				
				〇〇

（ ）

に している の

の				
				00 チバ

47.（ ）

47.（ ）

の となり が です。
 に する は、「 」の が となり、
 している は、 の に「1」を、 が される には「2」を、
 の に る については「3」を してください。

の び の （ ）
 に の

の				
				00 チバ

の

の				

問 49. 、 び の について、 てまたは が です。
7 の3の の の は、どのように すればいいですか。

問 49. □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 1□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

()

[illegible]

この、にるにしていることがわかるは、
ですか。

51. P53

52. のみ)の のため、 の がありません。
この 、 7 の3の の の には、どのように すればいいです
か。

52. について、 のみ、 は + の である 、 に
 あたる のみ している は と() が となるよう の
 り してください。

の		も めた ての を 。
	□ □ (□ □)	に え の である 、 にあたる を めた を 。

[illegible][illegible]

55. () の えに の ありません。
 この 、 は が ですか。
 55. ()

56. ()
 えも に っしまい の えがありません。
 はどうすればいいですか。
 56. ()

57. ()
 はどうすればいいですか。
 57. ()

キ.その

() ()

58. 500 ()
 を する ありますか(の)。
 58. ()
 の に づく (の)で した には
 です。

59. ()
 どのようなものを しますか。また、 の は ですか(の の)。
 59. () 500
 あっても の は です。

60. ()
 をそのまま してもいいですか。
 60. ()
 の における は、 に したものと が なります。
 の の を してください。

()

64. いか。

64. てください。

なお、 の を ける や、 と に から に
を っている などは、 では の が できませんので、
が できる ()を していただくことになります。

65.

65.

- ・ の として が えられていることが できる があります。
- ・ の に はありませんが、できるだけ した の の を
できる を してください。
- ・ は、 の 、 の 、 の (がわかるもの)、 の
(え や の の)が です。
- ・ であればデジタルカメラで したものを してもかまいません。
- ・ ・ がない には、 たにそれらを って する はありません。

66.

66.

が いのに を した については、 の は ・
にお い わせください。

67.

67. P131

(7) のコード

「70」……法第7条第2号八該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

を　した　び　　の　を　けた　で、「　　アナログ
」　び「　　デジタル　」の　　は「　　」の　　の
を　けた　に　る

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	シ	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	溝	溝	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71			7																										
	64			7		7																								
	72				7																									
	57					7																							7	
	73						7																							
	66						7																							
	74										7																			
	75										7																			
	76										7																			
	70								7		7						7													
	77											7																		
	78												7																	
	79								7			7																		
	80								7																					
	81												7																	
	82													7																
	83																	7												
	84										7								7											
	85																		7											
	86									7																				
	87																		7											
	88																				7									
	89																				7									
	90																					7								
	91																						7							
	67																				7									
	92																					7								
	93																					7								
94																							7							
95																									7					
96																										7				
97																				7										
98																											7			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	貝	水	消	溝	解
61	地すべり防止工事					7																			7					
40	基礎ぐい工事					7																								
62	建築設備士									7	7																			
63	計装									7	7																			
60	解体工事																													7
36 種目	登録電気工事基幹技能者								7													7								
	登録橋梁基幹技能者					7						7																		
	登録造園基幹技能者																							7						
	登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
	登録防水基幹技能者																				7									
	登録トンネル基幹技能者					7																								
	登録建設塗装基幹技能者																					7								
	登録左官基幹技能者					7																								
	登録機械土工基幹技能者					7																								
	登録海上起重基幹技能者														7															
	登録PC基幹技能者					7							7																	
	登録鉄筋基幹技能者												7																	
	登録圧入基幹技能者												7																	
	登録型枠基幹技能者					7																								
	登録配管基幹技能者											7																		
	登録高・土工基幹技能者					7																								
	登録切断穿孔基幹技能者					7																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																						7							
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										7			
	登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																		
	登録ALC基幹技能者											7																		
	登録建築板金基幹技能者								7								7													
	登録外装仕上基幹技能者					7													7	7										
	登録ダクト基幹技能者											7																		
	登録保温保冷基幹技能者																							7						
	登録ウレタン断熱基幹技能者																							7						
	登録グラウト基幹技能者					7																			7					
	登録冷凍空調基幹技能者											7																		
	登録運動施設基幹技能者					7									7											7				
	登録基礎工基幹技能者					7																								
	登録タイル張りの基幹技能者											7																		
	登録標識・路面標示基幹技能者					7															7									
	登録土工基幹技能者					7																								
登録発破・破砕基幹技能者					7																									
登録圧入基幹技能者					7																									
登録送電線工事基幹技能者					7					7																				
登録消火設備基幹技能者																												7		
登録建築大工基幹技能者					7																									
登録建築測量基幹技能者					7																									
登録舗子工事基幹技能者																								7						
登録さく井基幹技能者																									7					
登録解体基幹技能者																													7	
登録あと施工アンカー基幹技能者					7																									
登録計装基幹技能者										7	7										7		7							
登録土質改良基幹技能者					7																									
登録都市トンネル基幹技能者					7																									
登録造園基幹技能者					7																									
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）																												
		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注7） 令和3年4月1日以前に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

- 118 -

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業）2 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	刀	塗	防	内	機	地	通	園	井	具	水	消
職業能力開発促進法 																												

※ 等級区分が2級の場合、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																														
		工	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	能	通	園	開	興	水	消	溝	解		
61	地すべり防止工事					8																			8							
40	基礎ぐい工事					8																										
62	建築設備士																															
63	計装																															
60	解体工事																														8	
36	登録電気工事基幹技能者																					8										
	登録橋梁基幹技能者					8																										
	登録造園基幹技能者																															
	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																										
	登録防水基幹技能者																				8											
	登録トンネル基幹技能者					8																										
	登録建設塗装基幹技能者																				8											
	登録左官基幹技能者					8																										
	登録機械土工基幹技能者					8																										
	登録海上起重基幹技能者													8																		
	登録PC基幹技能者					8						8																				
	登録鉄筋基幹技能者											8																				
	登録圧入基幹技能者											8																				
	登録型枠基幹技能者				8																											
	登録配管基幹技能者																															
	登録盛・土工基幹技能者					8																										
	登録切断穿孔基幹技能者					8																										
	登録内装仕上工事基幹技能者																					8										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										8					
	登録エクステリア基幹技能者					8	8					8																				
	登録ALC基幹技能者											8																				
	登録建築板金基幹技能者								8									8														
	登録外壁仕上基幹技能者				8																8	8										
	登録ダクト基幹技能者																															
	登録保温保冷基幹技能者																						8									
	登録ウレタン断熱基幹技能者																						8									
	登録グラウト基幹技能者					8																										
	登録冷凍空調基幹技能者																															
	登録運動施設基幹技能者					8																										
	登録基礎工事基幹技能者					8																										
	登録タイル張り基幹技能者											8																				
	登録標識・路面標示基幹技能者					8																8										
	登録土工基幹技能者					8																										
	登録発破・破砕基幹技能者					8																										
	登録圧入基幹技能者					8																										
	登録送電線工事基幹技能者					8																										
	登録消防設備基幹技能者																														8	
	登録建築大工基幹技能者				8																											
	登録建築測量基幹技能者				8																											
	登録硝子工事基幹技能者																					8										
	登録さく井基幹技能者																										8					
	登録解体基幹技能者																															8
	登録あと施工アンカー基幹技能者					8																										
	登録計装基幹技能者																						8		8							
	登録土質改良基幹技能者					8																										
	登録都市トンネル基幹技能者					8																										
	登録造園基幹技能者					8																										
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8		8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

()

7 2 イ

を けようと する	
	(、 、 、 は に する を む)、 、 は に する
ガラス	は に する
とび・ 	(、 、 、 は に する を む) は に する
	は に する
	(、 、 、 は に する を む)、 、 は に する
	(、 、 は に する する を む)、 は に する
しゅんせつ	(、 、 は に する を む) は に する
	は に する
	(、 、 、 は に する を む) は に する
	、 は に する
	(、 、 、 は に する を む)、 は に する
	(、 、 、 は に する を む)、 は に する
さく	(、 、 は に する を む)、 は に する
	は に する
	は に する

()

	とみなす
、	

()

	コード		コード		コード
				々	
		ケ			
		ケ			
		いすみ			

○建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件(昭和57年建設省告示1660号)

最終改正 令和4年4月11日国土交通省告示第473号

貸 借 対 照 表

科 目	摘 要
〔 資 産 の 部 〕	
I 流 動 資 産	
現 金 預 金	現 金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預 金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受 取 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完 成 工 事 未 収 入 金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金(税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有 価 証 券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未 成 工 事 支 出 金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材 料 貯 蔵 品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未完成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの
短 期 貸 付 金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる。
前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載することができる。
そ の 他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸 倒 引 当 金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
II 固 定 資 産	
(1) 有 形 固 定 資 産	
建 物 ・ 構 築 物	次の建物及び構築物をいう。
〔 建 構 物 〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備 土地に定着する土木設備又は工作物

機械・運搬具 （機械装置 船舶 航空機 車両運搬具）	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。 建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品 （工具器具 備品）	次の工具器具及び備品をいう。 各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。） 各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地 リース資産	自家用の土地 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定 その他の	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出 他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産 特許権 借地権 のれん	有償取得又は有償創設したもの 有償取得したもの（地上権を含む。） 合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産 その他の	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。 有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産 投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金 （関係会社株式 関係会社出資金）	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金 破産更生債権等	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金 完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの
その他の	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。） 等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費 開業費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用 土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）

〔 負 債 の 部 〕	
I 流 動 負 債	
支 払 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工 事 未 払 金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短 期 借 入 金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む。)
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 費 用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未 払 法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未 成 工 事 受 入 金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預 り 金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前 受 収 益	前受利息、前受賃貸料等
・ ・ ・ 引 当 金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
修 繕 引 当 金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完 成 工 事 補 償 引 当 金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
工 事 損 失 引 当 金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役 員 賞 与 引 当 金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。)
そ の 他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
II 固 定 負 債	
社 債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。)
長 期 借 入 金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰 延 税 金 負 債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの
・ ・ ・ 引 当 金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
〔 退 職 給 付 引 当 金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金〕
負 の の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
そ の 他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔 純 資 産 の 部 〕	
I 株 主 資 本	
資 本 金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新 株 式 申 込 証 拠 金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
そ の 他 利 益 剰 余 金	
・ ・ ・ 積 立 金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
(準 備 金)	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの
自 己 株 式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
Ⅱ 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末時価により評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売 上 高 完 成 工 事 高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。)又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高
兼 業 事 業 売 上 高	
II 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 兼 業 事 業 売 上 原 価 売 上 総 利 益 (売 上 総 損 失) 完 成 工 事 総 利 益 (完 成 工 事 総 損 失) 兼 業 事 業 総 利 益 (兼 業 事 業 総 損 失)	完成工事高として計上したものに对应する工事原価 兼業事業売上高として計上したものに对应する兼業事業の売上原価 売上高から売上原価を控除した額 完成工事高から完成工事原価を控除した額 兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販売費及び一般管理費	
役 員 報 酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退 職 金	役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福 利 厚 生 費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額
開 発 費 償 却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租 税 公 課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
その他の	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他の	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他の	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
VII 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他の	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科 目	摘 要
材 料 費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち 労 務 外 注 費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(う ち 人 件 費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

()

(P73) のとおり の は をしてください。
し、 に の がある を きます。

の		(のいずれかを は)
が・		
		・ の (の は のもの)
		・ (き)のコピー
が		
		・ の (の は のもの)
		(の は のもの)
		・ の (の は のもの)
	された	・ (き)
	された の	・ (き)
		()

マイナンバーカード(はマスキングのこと)、 カード(き)、 カード、 (パスポート)、 も とします。

()

○

○

()

や は、 13 の により、 の に され

ます。

できる

7

(TEL)

(ホームページ) ホームページ「 の について」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/kyoka-etsuran.html>

(を) 9 10 10 30 11 30 13 14

14 15 15 15 30 16 30

を する は、 に が です。 の については

ホームページをご ください

、 、 は を しています。また、それ に

に する がありますので、 にご ください。

その

はかかりません。

○□□□□□□□□□□□□□□□□

	の		
	()	3-5-8	03-3433-6141
	() センター	2-1-2	042-300-6860
			042-300-6855
			042-300-6866
	()	ノ 4-2-12 □□□4T□MT□□□2□□	03-5473-1581
.	()	3-6 パークビル	050-3033-3821
			050-3033-3822
	()	3-5-8 □□□□□□4F	03-6432-4585
		4-1-10	043-296-1150
	() センター	2-9-1 RBM□□□□□□8F	03-3552-7651
	() データ センター	2-11-1 □□□□□□□□6F	03-5907-5139()
	()	1-13-1 □□□□□□□□□□-6F	043-241-6067
	()	4-1-3 ビル6	03-3555-2196

() に する に となる は、 の が する 、
では することができませんのでご ください。

○□□□□□□□□□□

【 、 】	□□□□□□□□ . □□□□□□□□□□□□□□
【 の 】	. □□□□□□□□□□□□□□
【 の 】	□□□□□□□□□□□□□□
【 の 】	□□□□□□□□□□□□□□
【 の 】	リサイクル □□□□□□□□□□□□□□
【 、 の 】	□□□□□□□□□□□□□□
【 の . 】	□□□□□□□□□□□□□□
【 の . 】	□□□□□□□□□□□□□□
【 の . 】	□□□□□□□□□□□□□□

について

い わせ

[illegible]

[ホームページ](#)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kensei/construction/allow/index.html>

①

$$\begin{pmatrix} \square & \square & \square & \square & \square & \square & \square & \square \\ \vdots & & & & & & & \end{pmatrix}$$
[illegible]

[ホームページ](#)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/index.html>

[illegible]

この は、 で く 々のために、 によって けられた で、 ど
この で いても、 いた の となる を り、 の をやめたとき
に され から を うという、 での です。
の はすべてこの に して、 で く たちに を し、
の に めましょう。

の5つの

の　　なので　　かつ
 　　は　　を　　して
 が　　の　　を
 　　は　　い
 が　　の　　を

【 せ 】

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○ □ □ □ □ □ □ □

_____に する ・ ・ は、 たる (の)を する
の です。

7 3

	260- 0023	11-1	043 242-6101	・ ・
	273- 0012	2-5-1	047 433-2421	・ ・
	271- 0072	ケ 24	047 364-5136	・ ・ ・ ・ ケ
	285- 0026	8-1	043 483-1140	・ ・ ・ ・ 々 ・
	286- 0036	3-3-2	0476 26-4831	・ ・ ・
	287- 0003	イ 92-11	0478 52-5191	・ ・
	288- 0837	2-44-9	0479 22-6500	
	289- 2144	イ 1999	0479 72-1100	・
	283- 0006	1-11	0475 54-1131	・ ・ ・
	297- 0026	1102-1	0475 24-4521	・ ・ ・ ・ ・
	298- 0004	いすみ 8513-1	0470 62-3311	・ いすみ ・ ・
	294- 0045	402-1	0470 22-4341	・ ・
	296- 0044	820	04 7092-1107	
	292- 0833	3-13-34	0438 25-5131	・ ・ ・ ケ
	290- 0067	1969	0436 41-1300	